

## インドネシア入国規制内容

(健康上の理由によりワクチン接種できない外国人の診断書等に関する追加情報)

令和3年9月4日(総21第149号)

在デンパサール日本国総領事館

●日本からインドネシアに入国を希望される方で健康上の理由から新型コロナウイルスのワクチン接種ができない方については、当面の間、国立病院の専門医による説明書(診断書等)の入手をお勧めいたします。

1. 8月14日付け当館からのお知らせ「インドネシア政府による入国規制の変更(政府通達の発出)」において、

「今回の通達では、専門医の説明書等の書類は、国・公立病院の医師から取得したものに限るとされました。ただし、在インドネシア日本国大使館からインドネシア政府に確認したところ、日本で発行される診断書は、英文であれば国・公立病院によるものである必要はないとのことです。」

とお知らせしておりました。

しかしながら、インドネシア検疫及び航空会社は、国立病院の専門医による説明書(診断書等)のみ入国の要件として認めており、日本の私立病院やクリニックで取得した診断書等については入国要件として認めていないとの情報が接したため、当館において調査を行ったところ、現状運用では

「国立病院の専門医による説明書(診断書等)」のみ入国要件として運用されていることが判明しました。

2. 本件については、在インドネシア日本国大使館を通じて再度インドネシア政府に対して確認及び規制緩和の申し入れ等を行っておりますが、当面の間は、日本からインドネシアに入国を希望される方で健康上の理由から新型コロナウイルスのワクチン接種ができない方については、国立病院の専門医による説明書(診断書等)の入手をお勧めいたします。